

延岡市国土強靱化地域計画

<概要版>

延 岡 市

令和2年5月

延岡市国土強靱化計画の概要

序章 延岡市国土強靱化地域計画とは

1 計画策定の趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）に基づき、本県においても南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される中、国土強靱化の理念や国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。

2 計画の位置付け

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、地域強靱化に関する県の他の計画の指針となるべきものであり、国の基本計画との調和を図るものとする。

第1章 延岡市の地域特性

1 本市の位置と地勢等

宮崎県の北部に位置し、年間日照時間も2,100時間を超える恵まれた気候となっているが、梅雨前線や台風の大雨により土砂災害や河川の氾濫等の災害が発生し、人的な被害を含め家屋や田畑に大きな被害を及ぼしている。

2 人口動態等

本市の総人口は、昭和55年をピークに減少傾向が続き、3人に1人が高齢者となっており、近年では第1次産業及び第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が増加している。

3 過去の災害と想定される災害

宮崎県では日向灘を中心とした周期に発生する地震をはじめ各所で地震が発生しているが、古くは1662年（寛文2年）の地震にともなって津波が発生し、200人以上の死者を含む大被害をもたらした。また、本市では台風や豪雨により河川沿いの低地では浸水被害が発生しており、平成9年や平成17年には河川の急激な増水による家屋の浸水・溢水が発生し、甚大な被害が発生した。

駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されている。

第2章 地域強靱化に向けた基本目標等

1 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

- | | |
|-----------|-------------|
| ①行政機能／消防等 | ②住宅・都市 |
| ③保健医療・福祉 | ④エネルギー・情報通信 |
| ⑤産業 | ⑥交通・物流 |
| ⑦農林水産 | ⑧国土保全 |
| ⑨環境 | |

3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

- (1) 地域強靱化の取り組み姿勢の分析・強化
- (2) 災害リスクや地域の状況等に応じた適切な施策の組み合わせ、国、県、市、住民及び事業者等の連携
- (3) 財政資金の効率的な使用による持続的な施策の推進
- (4) 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備

第3章 脆弱性評価

1 想定されるリスク

市民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があることとされていること等を踏まえ、市計画においては大規模自然災害を想定することとした。

2 脆弱性評価

39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価を行い、評価にあたっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用した。

さらに、リスクシナリオを回避するために、各部署が実施する現状の施策に不足はないか、関係する施策間で進捗の遅れているものはないかなどの視点から、プログラムとしての脆弱性の評価を行い、個別施策分野ごとに整理した。

第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策とその方向性について、施策分野ごとに推進方針として整理。

1 個別施策分野

1 行政機能／消防等

- ・本市防災体制の充実・強化、
- ・広域応援・受援体制の構築
- ・市民防災意識の向上、自主防災組織活性化
- ・消防の体制強化など

【関連補助事業】

- 消防防災施設整備費補助金（総務省消防庁）⇒耐震性貯水槽の整備支援
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金（総務省消防庁）⇒高機能消防指令センターの整備
- 防災・安全交付金（国土交通省）⇒備蓄倉庫整備事業
- 無線システム普及啓発支援事業費等補助金（総務省）⇒地上機開放等に関する耐災害性強化支援事業
- 防災・安全交付金（国土交通省）⇒津波避難施設整備事業



第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

2 住宅・都市

- ・住宅・建築物等の耐震化及び火災予防対策
- ・上下水道等のインフラ施設の耐震化推進
- ・津波避難施設の整備、津波避難場所確保
- ・応急仮設住宅供給体制の充実 など



『関連補助事業』

- 防災・安全交付金（国土交通省）⇒住宅・建築物耐震改修事業、延岡市安全・安心な暮らしを支える地域づくり、木造住宅耐震化促進事業、危険ブロック塀当除去推進事業、下水道施設の戦略的維持管理・更新、下水道施設の耐震・耐津波対策、延岡市都市公園施設長寿命化対策支援事業
- 保育所等整備交付金（厚生労働省）⇒利用定員の拡大や既存建物の老朽化等を理由とした保育所等の整備等への一部助成
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（厚生労働省）⇒老人福祉センター耐震化工事
- 学校施設環境改善交付金（文部科学省）⇒防災機能強化事業、大規模改造（トイレ）事業
- 都市公園事業交付金、都市公園安全・安心対策事業交付金（国土交通省）⇒上水道施設等の耐震化、緊急自然災害防止対策事業（都市公園防災）
- 社会資本整備総合交付金（国土交通省）⇒避難路【市町村】の要対策箇所における安全確保

3 保健医療・福祉

- ・医療施設、社会福祉施設の耐震化、災害時の医療体制整備
- ・要配慮者・避難行動要支援者対策の推進
- ・災害ボランティアの体制強化 など



【関連補助事業】

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（厚生労働省）⇒認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

4 エネルギー・情報通信

- ・自立・分散型エネルギーの導入促進
- ・災害時の燃料調達、供給体制の整備
- ・情報インフラの確保、避難施設における通信整備 など

【関連補助事業】

- 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境省）⇒公共施設への再生可能エネルギー設備の導入及び使用
- 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自営的な燃料備蓄の促進事業費補助金（経済産業省）⇒供給網途絶時のエネルギー安定供給の確保
- 無線システム普及啓発支援事業費等補助金（総務省）⇒民放ラジオ難聴解消支援事業、公衆無線LAN環境整備支援事業

5 産業

- ・BCP策定をはじめとした企業防災の促進
- ・被災中小企業、労働者への金融支援、
- ・旅行者等の防災対策 など

6 交通・物流

- ・緊急輸送等のための交通インフラ確保
- ・高速道路ミッシングリンクの早期解消
- ・東九州新幹線の整備計画路線格上げ など



【関連補助事業】

- 社会資本整備総合交付金（国土交通省）⇒市町村間の道路ネットワークの構築による安心・安全な地域づくり支援
- 地方創生整備推進交付金（内閣府、林野庁）⇒地域間連携のための交通ネットワークの再構築・サービスの効率化⇒山間地における交通ネットワークの整備、地域再生計画で計画した林道の開設・舗装事業
- 防災・安全交付金（国土交通省）⇒狭あい道路整備等促進事業
- 道路メンテナンス事業（国土交通省）⇒橋梁・トンネル（市町村）の的確な維持管理の推進
- 森林環境保全整備事業（林野庁）⇒林道法面整備事業
- 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業（林野庁）⇒林道法面整備事業
- 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）⇒橋梁・トンネル（林道）の保全対策、橋梁・トンネル整備事業

7 農林水産

- ・農地農業施設の保全
- ・農業用ため池等の防災対策
- ・漁港の防災対策、森林整備 など

『関連補助事業』

- 水産基盤整備事業補助金（農林水産省）⇒漁港修築事業負担金
- 多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金（農林水産省）（農林水産省）⇒農業用施設の整備や保安全管理についての補助
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（農林水産省）⇒気象災害で被災した農業用施設等の復旧に係る費用の補助
- 農村地域防災減災事業（農林水産省）⇒ため池整備事業
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）⇒ICTを用いた有害鳥獣の分布調査等

第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

8 国土保全

- ・河川堤防、海岸保全施設等の地震津波対策
- ・土砂災害危険箇所対策、山地災害の復旧や土砂流出の防止
- ・施設の長寿命化
- ・水防災意識社会の構築など
- ・津波・洪水・土砂災害ハザードマップの整備
- ・地籍調査の推進
- ・建設業の担い手育成 など



『関連補助事業』

- 防災・安全交付金（国土交通省）⇒狭あい道路整備等促進事業、ハザードマップ作成、
- 治山事業（林野庁）⇒治山事業
- 農村地域防災減災事業（農林水産省）⇒ため池整備事業
- 地籍調査費負担金（国土交通省）⇒地籍調査事業

9 環境

- ・災害廃棄物処理対策
- ・浄化槽の強靱化対策
- ・有害物質拡散・流出の防止対策

【関連補助事業】

- 循環型社会形成推進交付金（環境省）⇒浄化槽設置整備事業

第5章 市計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画等の必要な見直し

市計画は、地域の強靱化の観点から、市計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、市計画との整合性を図る。

2 市計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、市計画の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくものである。このため、市計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行う。

3 市計画の不断の見直し

市計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、延岡市第6次長期総合計画に合わせて令和8年度（6年後）を目標年次とするが、必要に応じて見直しを行う。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	発生時	発生直後	復旧	復興						
1. 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	▶	▶	▶	▶						
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災										
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生										
		1-4 台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水										
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり本市の脆弱性が高まる事態										
		1-6 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生										
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	▶	▶	▶	▶	▶					
		2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態										
		2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生										
		2-4 自衛隊、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足										
		2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶										
		2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足										
		2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺										
		2-8 被災地における疫病・感染症等の大規模発生										
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	▶	▶	▶	▶	▶					
		4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する										
	4.1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4-1	▶	▶	▶	▶	▶					
		4-2										
		5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない						▶	▶	▶	▶	▶
		5-1										
	5-2											
	5-3											
	5.4 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止	5-4	▶	▶	▶	▶	▶					
		5-5										
6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、LPガスサプライチェーンの機能停止	▶	▶	▶	▶	▶						
	6-2											
	6-3											
	6-4											
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	▶	▶	▶	▶	▶						
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生											
	7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺											
	7-4 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生											
	7-5 有害物資の大規模拡散・流出											
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大											
	7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響											
8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	▶	▶	▶	▶	▶						
	8-2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態											
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態											
	8-4 高速道路・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態											
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態											
	8-6 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態											